

(寄付金額収書の裏面又は別紙)

(備考)

1 寄付をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の寄付金控除が受けられます(所得税法第78条第2項第3号該当)。

その年中に支出した特定寄付金(*1)の額の合計額とその
年中の合計所得金額(総所得金額、退職金額、山林所得金額
の合計額)の40%相当額とのうち、いずれか少ない方の額
に、その年分の所得が800万円の人で30万円を社会福祉法人に寄付した人
は29万5千円の寄付金控除が受けられます。

*1 社会福祉法人に対する寄付金は所得税法上、寄付金控除の対象となる特定寄付金に該当します。

2 寄付した法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

(1) 一般損金算入限度額(法人税法第37条第1項該当)

$$\left[\begin{array}{l} \text{期末資本金等} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ + (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄付金額}) \times \frac{2.5}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業を含めあらゆる寄付金について損金算入が認められている限度額です。

(2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金算入限度額(法人税法第37条第4項該当)

$$\left[\begin{array}{l} \text{期末資本金等} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ + (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄付金額}) \times \frac{5.0}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

社会福祉法人、学校法人及び独立行政法人等に対する寄付金は、その合計額について、上記(1)の一般損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税法第37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表14(2)の「寄付金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります)を添付してください。(20.4.1適用)

(3) 上記(1)と(2)の限度額は併用することができます。

なお、法人は会計経理において必ず損金経理を実施して下さい。

3 上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

4 詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。

(東社協注:「法人税法第37条第4項該当」の計算式中、所得による上限額算式の従前2.5/100が5.0/100(法人税法施行令77条の2①)に改正されました。法人税法第37条第1項該当の計算式は不変。)